鳥取市告示第４８１号

別紙の者は、住所及び居所が不明のため下記書類を送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条の規定により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき公示送達をする。

なお、当該書類は、本市福祉部保険年金課に保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

送達する書類の種類

国民健康保険法第７６条の３　及び　国民健康保険法第７６条の４の規定により準用する介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１３６条又は第１３８条の規定による通知書（令和８年度発福保第１２０３号）

令和８年１１月２０日

鳥取市長　深　澤　義　彦



別紙

書類の送達を受ける者の名簿

番号	納付義務者
1	吉岡　佳奈
2	LI YILU
3	諸星　卓也
4	BAWOKE GETNET TAYE
5	TAO BOHAO
6	李　祐年

計　6　件